

潜伏する離婚予備軍

～年金分割待ち予備軍だけでも2.3万組、潜在離婚率は現実の1.5倍～

第一生命保険相互会社（社長 斎藤 勝利）のシンクタンク、株式会社第一生命経済研究所（社長 石嶺 幸男）では、標記のとおり「潜伏する離婚予備軍」と題するレポートを取りまとめましたので、ご報告いたします。

<要旨>

- 離婚件数はバブル崩壊後の1990年代に急増し、近年高止まりしている。男女ともに年齢層が低くなるほど離婚率が高くなる傾向にある中で、近年は婚姻期間の長い夫婦の離婚が大きく増え、いわゆる「熟年離婚」が増加していることがわかる。
- 離婚率上昇の一因として、離婚に対して特に婚姻期間の長い女性の抵抗感が薄れてきていることがある。また、離婚は失業率に連動していることが認められ、「カネの切れ目が縁の切れ目」の状況になっていることがわかる。
- ただ最近の離婚件数の減少については、失業率の低下だけでなく、離婚を2007年4月以降に延ばせば老後の厚生年金を夫婦間で分割できることも要因となっている可能性がある。事実、2003年以降の離婚件数は、失業率や女性労働力率等から求められる理論的な離婚件数を下回っている。この乖離を年金分割待ちによる離婚予備軍と考えれば、2003-2004年の2年間だけで2.3万件にのぼり、これらは年金分割制度が実施される2007年度以降に一気に顕在化する可能性がある。
- さらに、就業希望があっても適当な仕事がないことや、家事や育児や健康上の理由等で求職できず、離婚したくても出来ない場合もある。事実、これを加味した2004年時点の潜在的失業率は5.9%、（実績4.7%）潜在女性労働力率55.1%（実績48.2%）に上る。これらの就職希望がある人全てが求職した場合の離婚件数を潜在離婚件数とすれば、2004年の離婚件数を+49.9%上回る40.6万組になり、離婚率は3.22人と先進国では米国に次ぐ2位の離婚大国になる可能性がある。

【お問い合わせ先】

第一生命経済研究所 経済調査部
主任エコノミスト 永濱 利廣
TEL 03-5221-4531、4518
（詳細は次頁以降をご覧ください）

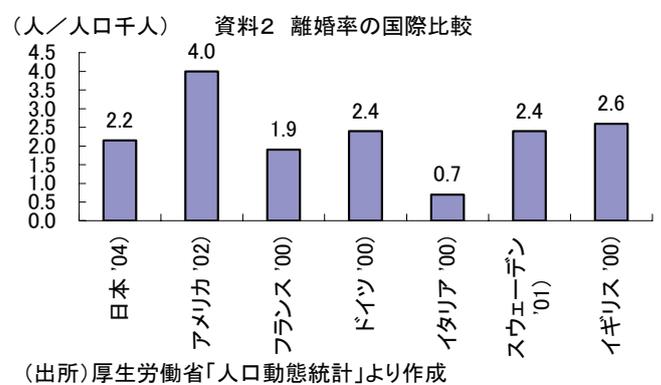
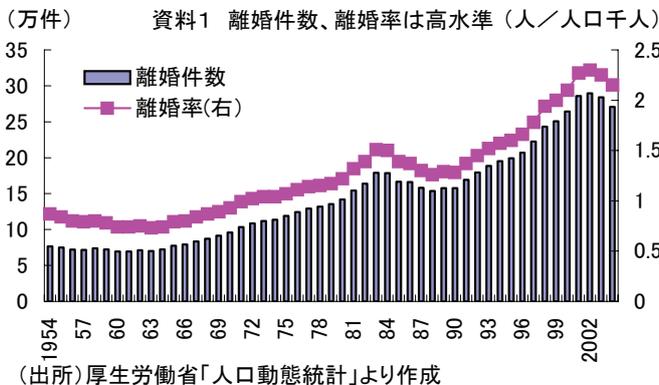
●高水準にある離婚率

結婚とは、子育てをはじめとした人生の長期プロジェクトを支える基盤を作り出すものであり、継続的な関係が前提と考えられている。しかし、その関係を解消する離婚件数はバブル崩壊後の1990年代に急増し、近年は高止まりしている。

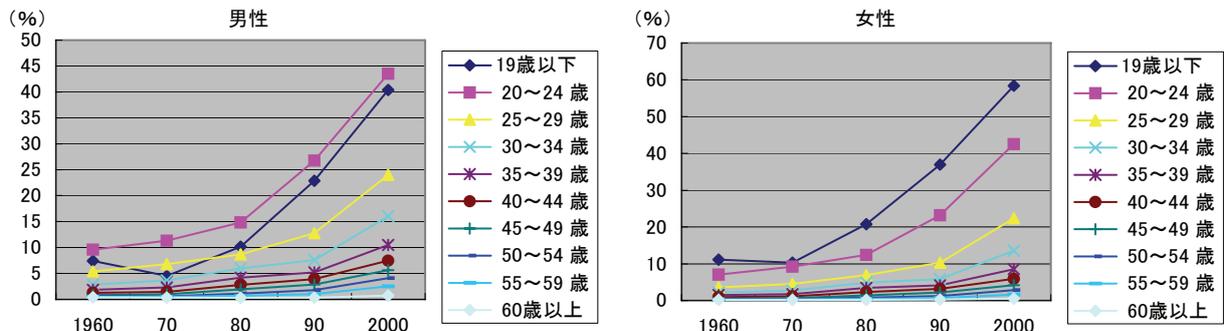
資料1は日本における毎年の離婚件数と離婚率(=人口1000人当たりの離婚人口)の推移である。これを見ると、離婚件数は1990年の15.8万件から2002年に29万件でピークをつけ、04年には減少したものの、依然27.1万件と高水準にあることがわかる。また、他の先進諸国における離婚率と比較すると、他の国々が近年あまり大きな変化がない中で、日本は欧州諸国の水準に近づき、既にイタリアやフランスを上回っている(資料2)。つまり、今や日本は立派な「離婚先進国」の仲間入りを果たしていることになる。

これを年代別に見ると、男女ともに年齢層が低くなるほど有配偶離婚率(=有配偶人口に対する離婚人口)が高くなる傾向にあり、30歳未満の女性で有配偶離婚率が目立って高まっている(資料3)。最近では、特に19歳以下で足元58.4%、20~24歳で42.5%に達しており、20代前半までに結婚した人は2人に1人が離婚していることになる。また、男性も女性ほど離婚率は高まってはいないが、ほぼ同様の傾向が見て取れる。

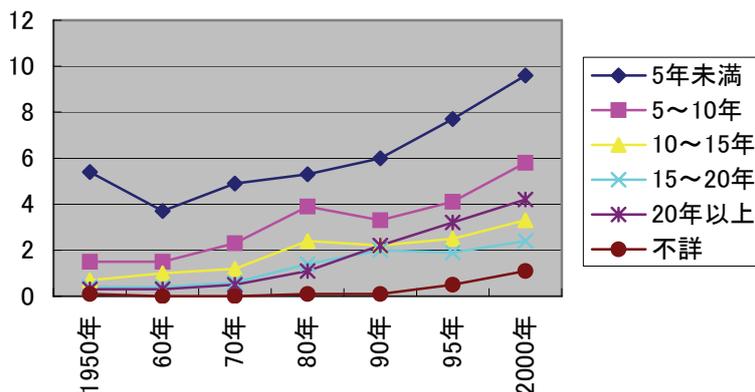
さらに注目すべきは「熟年離婚」の増加である。離婚件数を婚姻期間別に見ると、特に婚姻期間の長い夫婦の離婚が大きく増えていることがわかる(資料4)。例えば、80年時点の婚姻期間20年以上における離婚件数は1.1万人であったが、その後急速に増加し、2000年時点では4.2万件と20年間で約4倍に増加した。



資料3 年齢層別有配偶人口に対する離婚率



(万件) 資料4 増えている婚姻期間20年以上の熟年離婚



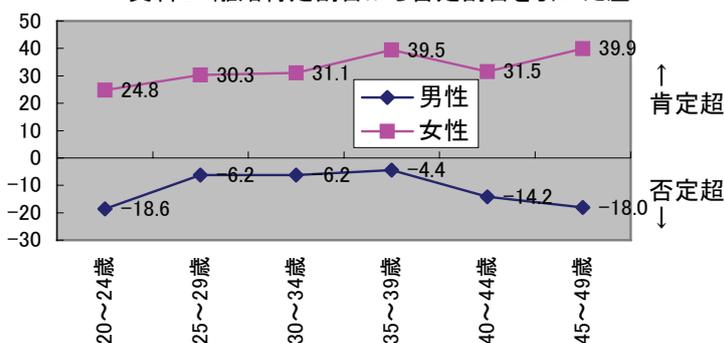
(出所)内閣府「平成13年版国民生活白書」より作成

●背景に女性の離婚に対する抵抗感の薄れあり

離婚率が近年上昇傾向にあった背景の一つに離婚観の変化がある。内閣府が今年実施した「国民生活選好度調査」で離婚に対する考え方について尋ねた調査結果を見ると、女性では離婚を肯定する考え方の割合が否定する考え方の割合を上回っており、特に40歳以上では、男女間での考え方に大きな差が見られる(資料5)。このように、離婚に対して特に婚姻期間の長い女性の抵抗感が薄れてきていることが、離婚率上昇の一因になっていると考えられる。

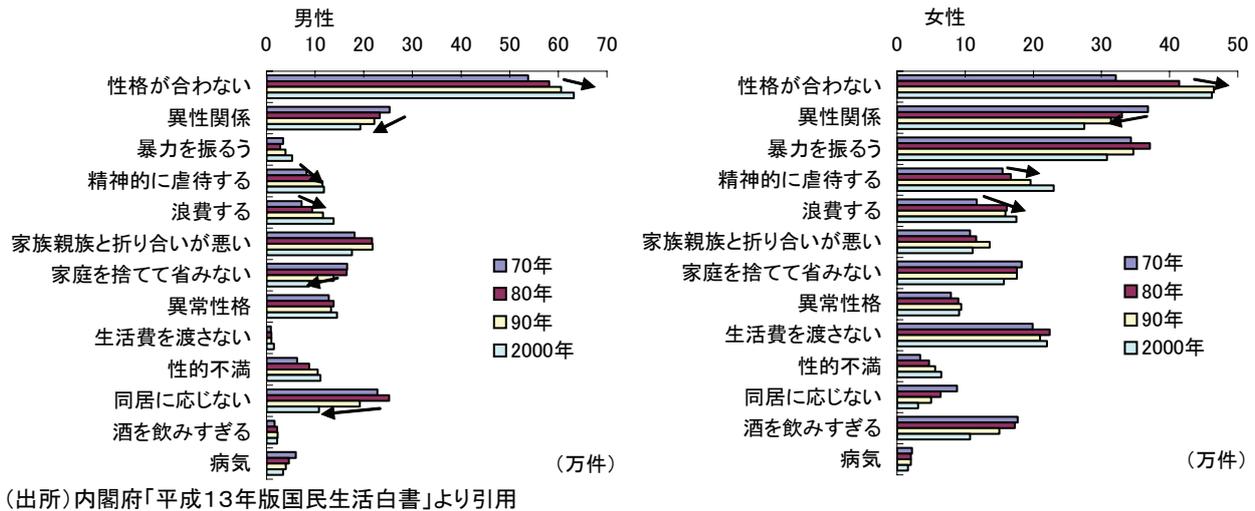
これに加え、具体的にどのような場合に離婚することが多いのかについて、最高裁判所事務総局「司法統計年報」により離婚の動機を見ると、近年割合が高まってきているのは「性格が合わない」「精神的に虐待する」等であり、逆に低くなってきているのが「異性関係」や「同居に応じない」等である(資料6)。一方、やや旧聞に属するが、厚生労働省「人口動態社会経済面調査—離婚家庭の子供—(97年)」により、離婚をした人のうち親権を行う子供を有している人に、離婚により生じた悩みを聞いたところ、男女ともに「子供のこと」の割合が高く、それ以外では、男性では「家事のこと」「再婚のこと」、女性では「経済的なこと」「就職のこと」等の割合が高くなっている(資料7)。これらのことを考えると、夫婦の役割分担が広く行われている現状を反映して、男性では家事、女性では仕事に関することや経済的なことが大きな問題となっている現状が浮かび上がる。

(%) 資料5 離婚肯定割合から否定割合を引いた差

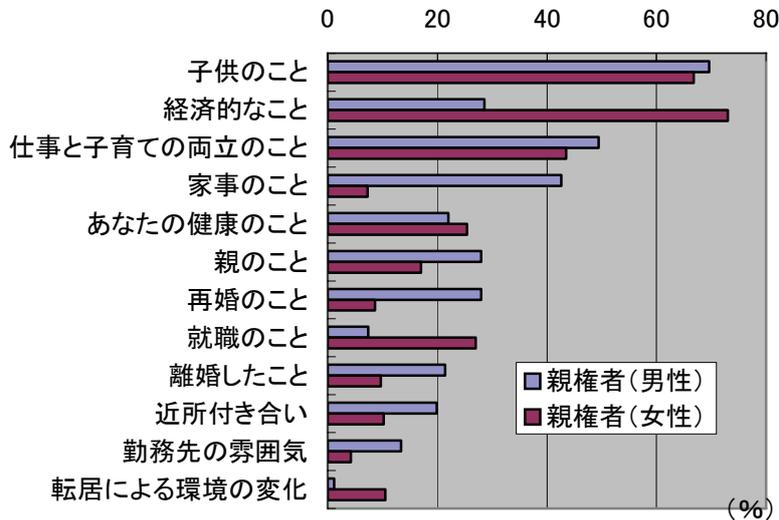


(出所)内閣府「平成17年版国民生活白書」より引用

資料6 離婚の動機別割合



資料7 親権者が離婚により生じた悩み



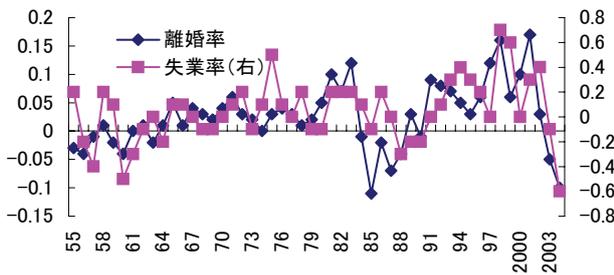
●失業率と連動する離婚率

離婚件数は所得増、経済の成熟、欧米の影響等により増加傾向にあるといわれてきたが、ここでは、離婚件数と経済の関係について検討する。具体的には、離婚件数の変動が経済と関係があるかを見るため、離婚率と失業率の前年差の推移を重ねてグラフにした(資料8)。これによると、離婚は失業率に連動していることが認められ、「カネの切れ目が縁の切れ目」の状況になっていることがわかる。事実、やや旧聞に属するが、平成7年度人口動態職業・産業調査(平成7年4月～8年3月)によれば、夫妻の職業別に有配偶離婚率をみると、無職男性が最も高くなっている(資料9)。

今後、市場経済主義の普及により女性の社会進出が進むと、離婚と経済の関わりはさらに進むと考えられる。従って、景気対策については雇用対策に加えより広い意味での社会対策としての側面も重視するとともに、様々な社会現象、生活側面を経済面から分析する

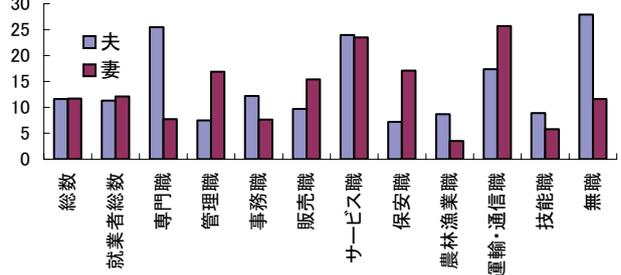
必要があるといえる。

(人/人口千人)資料8 離婚率と失業率の変動の相関 (%)



(出所)総務省「労働力調査」、厚生労働省「人口動態統計」より作成

(人/有配偶人口)資料9 職種別に見た有配偶離婚率



(出所)厚生労働省「人口動態職業・産業調査」より作成

●離婚の経済的な解釈

そもそも、離婚の背景には何が考えられるだろうか。経済的な説明として、離婚の説明要因は一般に、①独身でいることのコスト、②女性の労働市場への進出、③経済全般の豊かさの程度、④初婚率の水準、などが挙げられる。離婚件数が増加傾向を続けてきたのは、このような離婚のデメリットが低下してきた可能性を示唆している。ただ、最近の離婚件数の減少についてはこれ以外にも要因があるようだ。

厚生労働省の人口動態統計によると、離婚件数は1991年以降一貫して増加してきたが、2003年に約6千件の減少に転じた後、2004年の件数は26万7千件と前年に比べて1万7千件減り、4年ぶりの低水準となった。この背景として、雇用環境の好転で離婚率の高い無職の男性既婚者が減少したことや、離婚後の生活の厳しさを指摘する離婚関連本等による情報が増えたこと等が挙げられることが多い。

しかし、最近では「年金分割待ち」を考える離婚予備軍の存在が指摘され始めた。事実、2007年4月に導入される離婚時の老齢厚生年金分割という制度改正は、2003年6月に導入が決まったもので、離婚件数が減少に転じた年とも重なる。

現在、サラリーマンは老齢厚生年金を受けられるが、妻の年金は自らの基礎年金など僅かな年金に限られる。しかし、改正後はサラリーマンの夫との離婚時に厚生年金の受給権を分割し、妻は自らの基礎年金などに上乗せできる。専業主婦なら婚姻期間に夫が支払った保険料の最大二分の一が分割され、共に厚生年金に加入していた夫婦なら、婚姻期間に双方が支払った保険料を合算して分割される(※)。

このように、経済的に見た離婚のメリットの低下だけでなく、離婚を2007年4月以降に延ばせば、老後の厚生年金を夫婦間で分割できるようになることが、離婚を先送りさせる要因となっている可能性がある。

(※) なお、自動的に年金が分割されるのは2008年4月1日以降に支払った保険料に関する分であり、それ以前の分については、夫との合意、あるいは公正証書や調停調書、審判や裁判で取り決めることが必要になる。

●潜在離婚件数は40万組を超える

以下では、「年金分割待ちを考える離婚予備軍」や「潜在離婚率」の予測を行う。予測

の方法としては、失業率や女性労働力率といった経済環境の変化が離婚件数に影響を及ぼすことを前提に推計することで、理論的な離婚件数を試算する。そして、2003、2004年における理論的な離婚件数と現実の離婚件数の乖離を「年金分割待ちによる離婚予備軍件数」とする。

また、潜在離婚率は、失業率と女性労働力率の潜在的な水準を求めることにより試算する。この点に関して、女性の労働力率については、労働力人口に非労働力人口のうち就業を希望している者の数を加え、それを人口で割ったものを潜在労働力率とした。また、失業率については、主婦、学生を除く非労働力人口のうち「就業希望あり」の人を失業者として失業率を計算したものを潜在的な失業率とした。これによれば、2004年時点の潜在的な女性労働力率は55.1%、潜在的な失業率は5.9%になる。

資料10は、離婚予備軍件数の予測をまとめたものである。離婚予備軍についてみると、2003年の現実の離婚件数は約28.4万件と前年の29.0万件からおよそ0.6万件減少したものの、経済環境との関係で見た離婚件数の理論値は2002年の28.6万件から2003年では29.1万件と、およそ0.5万件上昇する。また、2004年では現実、理論値の離婚件数が27.1万件、28.6万件となり、それぞれ前年に比べて▲1.3万件、▲0.5万件の減少となる。以上より、離婚予備軍件数は2003年の約0.7万件から2004年には約1.6万件にまで増加した計算になる。これらを合計した離婚予備軍約2.3万件は、年金分割制度が実施される2007年以降に一気に顕在化する可能性がある。

続いて、潜在離婚件数の予測を行うと、推計式から失業率が+1%上昇すると離婚件数は+2万282件増加し、女性の労働力率が10%上昇すると離婚件数が+6万2289件増加する関係がある(注)。これに対し、2004年の潜在失業率は5.9%程度と2004年における失業率4.7%と比較しても+1.2%ポイント高い一方で、潜在女性労働力率は55.1%と2004年における女性労働力率48.2%よりも+6.9%ポイント高い水準にある。

以上の関係から、潜在離婚率は2004年の実績を約1.5倍となる3.22人と、先進国でも米国に次ぐ第二位の離婚大国となり、潜在離婚件数は2004年の実績を13.5万件も上回る約40.6万件になると試算される(資料11)。今後、男性の雇用環境や女性の労働参加率の動向次第では、離婚件数および離婚率は離婚に対する意識や人口構成如何に拘らず、更に上昇傾向を辿る可能性もあるといえよう。

資料10 離婚予備軍件数の推計結果

	離婚件数		離婚予備軍件数 (万件)
	実績 (万件)	理論値 (万件)	
2003年	28.4	29.1	0.7
2004年	27.1	28.6	1.6
計			2.3

(出所)厚生労働省「人口動態統計」
総務省「労働力調査」より当社推計

資料11 潜在離婚の推計結果

潜在離婚率		
人/ 人口千人	対04年 実績比 (%)	対04年 実績差 人/ 人口千人
3.22	49.9	1.07

潜在離婚件数		
(万件)	対04年 実績比 (%)	対04年 実績差 (万件)
40.6	49.9	13.5

(注) 離婚件数の推計式 (推計期間 1981 年 - 2004 年 : 自由度調整済決定係数 = 0.973154)
離婚件数 = -277690.5 + 20282.4(失業率) + 6228.9(女性労働力率) + 0.54(離婚件数(-1))
(t 値) (-2.917424) (2.902917) (3.19226) (3.326303)

< 参考文献 >

内閣府 (2001) 「国民生活白書 平成 13 年版」 (ぎょうせい)

内閣府 (2005) 「国民生活白書 平成 17 年版」 (ぎょうせい)

社会保障審議会人口部会 (2002) 「将来人口推計の視点」 (ぎょうせい)